

千葉県循環器病対策 推進計画の策定方針 について

1

計画概要

○循環器病対策推進計画とは

循環器病対策の基本となる事項を定める「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下、基本法）が令和元年12月1日に施行された。

基本法に基づき、令和2年10月に国から示された「循環器病対策推進基本計画」に即して、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等を目指し、千葉県循環器病対策推進計画（仮）を策定する。

また、策定にあたっては保険、医療又は福祉の業務に従事する各関係者の意見を踏まえつつ、継続的に各取組みを進めていくためにも循環器病対策推進協議会を設置する。

○策定の方針

- ・都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針（参考資料1）
（健が発1029第1号令和2年10月29日（厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知））
- ・循環器病対策推進基本計画（参考資料2）
（健発1027第1号令和2年10月27日（厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知））
- ・健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（参考資料3）
（平成30年12月14日号外法律第105号）

2

実施スケジュール（案）



3

本日の論点など

- 循環器病計画の概要について、全体の方針や、計画で重点的に取組む事項、追加で検討すべき事項などについて、御意見を申し上げます。
 - 実態調査の内容について、追加で調査等すべき事項や調査にあたって留意すべき事項などについて、御意見を申し上げます。
 - 各部会（脳卒中、心血管部会）で検討が必要な事項などについてご意見を申し上げます。
- ⇒ 頂戴した各御意見も踏まえて、最終的に事務局で調査内容を検討し、各部会において更に検討を深めていきたいと思います。

4